

障害者支援施設等の 災害時情報共有システムについて

1) 災害時情報共有システムとは

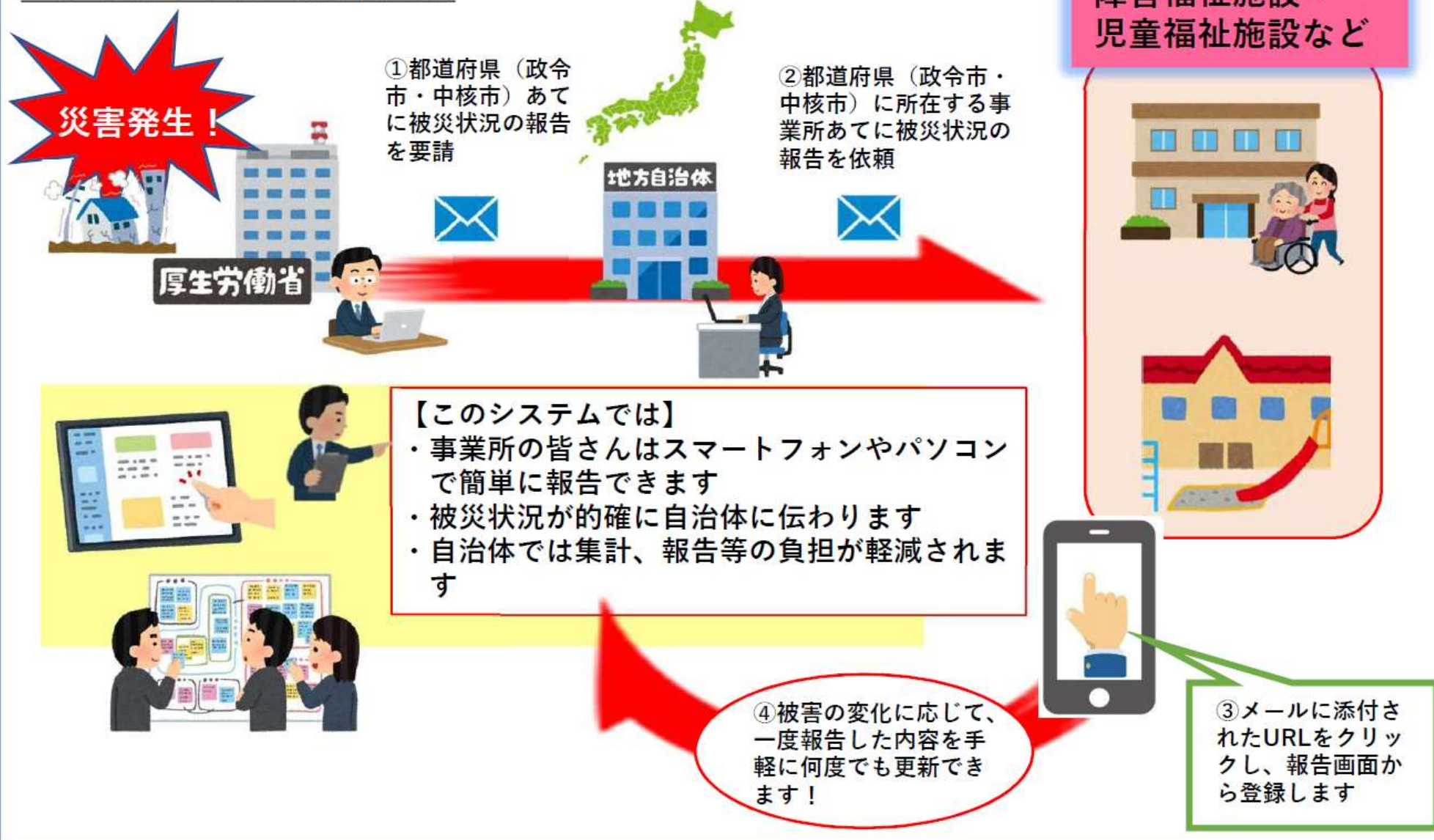
災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の**被害状況を的確に、簡単に知らせる**ことができます。

自治体・国では、事業所から報告された**被災状況を速やかに確認・把握**した上で、**必要な支援につないでいく**ことができます。

システムの特徴

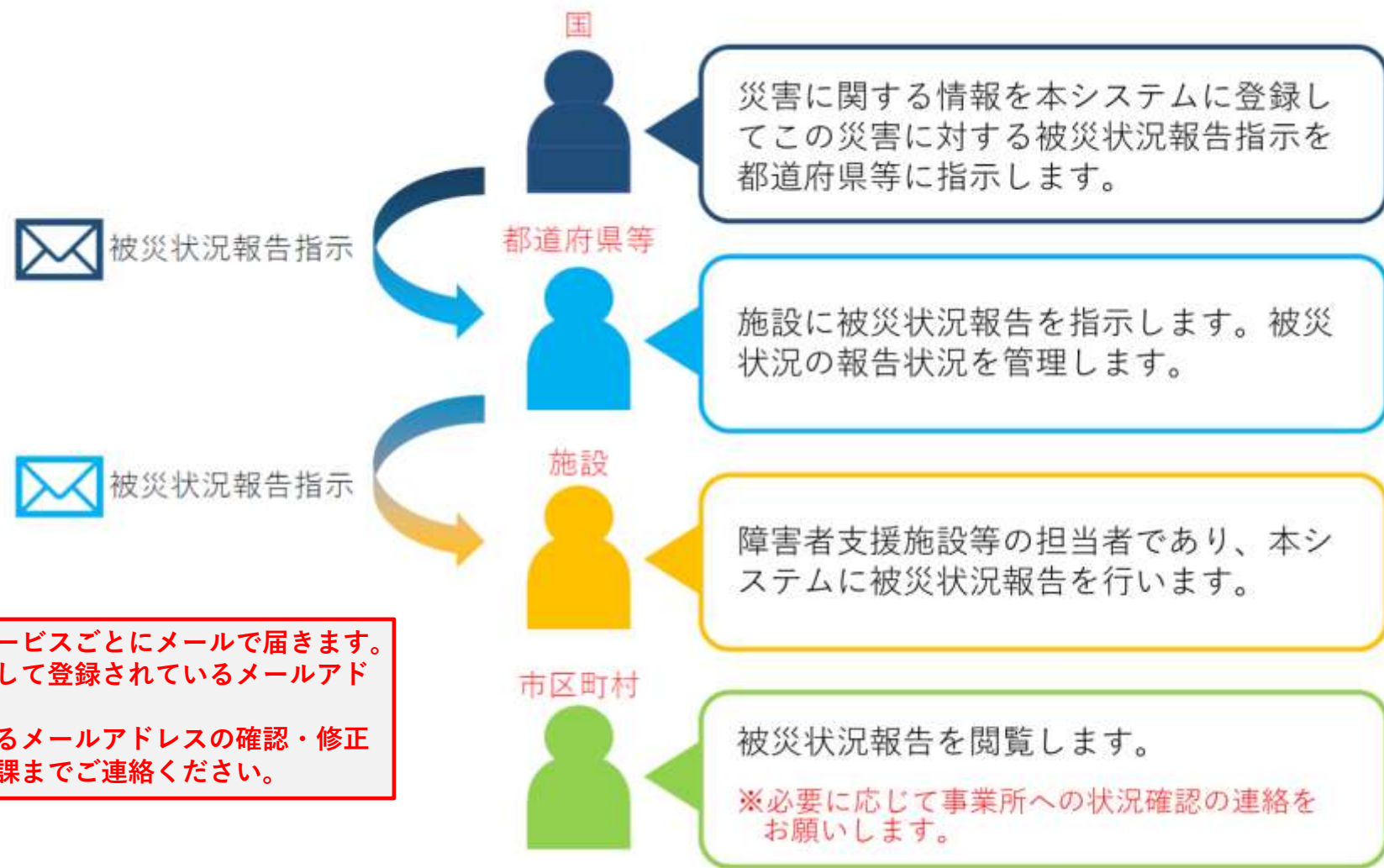
1. 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は都道府県(政令市・中核市)を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（**アクセスの際にID、PWは不要です。**）
※ 送信いただいた情報は、都道府県(政令市・中核市)のほか、市町村、国(厚生労働省)でも即座に状況が確認できます。
2. 被災状況報告は、同じURLから複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

2) 災害時の利用の流れ



3) システム利用者の役割について①

本システムの利用者の主な4つの役割は以下のとおりです。



システムからの報告指示は、サービスごとにメールが届きます。
また、事業所及び緊急連絡先として登録されているメールアドレスにメールが届きます。
緊急連絡先として登録されているメールアドレスの確認・修正を希望する場合は、県障害福祉課までご連絡ください。

3) システム利用者の役割について②

本システムの利用者と役割に応じて発災時に使用する機能は以下のとおりです。

機能	役割			
	 国	 都道府県等	 施設	 市区町村
災害情報の作成、管理、終息	○			
被災状況報告対象自治体の設定	○	○		
被災状況報告対象施設の設定		○		
災害情報作成通知	○			
被災状況報告指示		○		
被災状況報告		△	○	△
被災状況閲覧	○	○		○

○：使用 △：施設の代理として使用